

四日市市告示第 484 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

宮東町二丁目地内における土壤汚染について

2. 発表内容

令和 8 年 7 月 30 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、四日市合成株式会社（三重県四日市市宮東町二丁目 1 番地 代表取締役社長 首藤 拓也）より同社敷地内（四日市市宮東町二丁目 1 番地）において土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

届出者によると、同社は形質変更予定地である当該土地について、自主的に土壤・地下水調査を実施した結果、「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。

なお、当該物質については、地下水下流側の事業所敷地境界付近で地下水の調査を行い、基準を満たしていることを確認しており、周辺環境への影響はないと考えられます。

また、形質変更予定地内において、過去に「砒素及びその化合物」の使用履歴はありましたが、土壤汚染の原因は不明です。

< 土壤調査結果（溶出量） >

| 物質名       | 最大検出濃度<br>（土壤溶出量基準の倍数） | 土壤溶出量基準  |
|-----------|------------------------|----------|
| 砒素及びその化合物 | 0.043mg/L（4.3 倍）       | 0.01mg/L |

※汚染が発見された区画はコンクリート舗装されており、雨水浸透防止措置が講じられています。

3. 事業者の対応方針

土壤溶出量基準超過が確認された汚染区画について、汚染土壤を掘削除去の上、適正に処理を行う予定です。

4. 四日市市の対応方針

- （1）7 月 31 日に現地確認を行います。
- （2）土壤汚染対策が適切に実施されるよう指導していきます。

5. 届出内容の問い合わせ

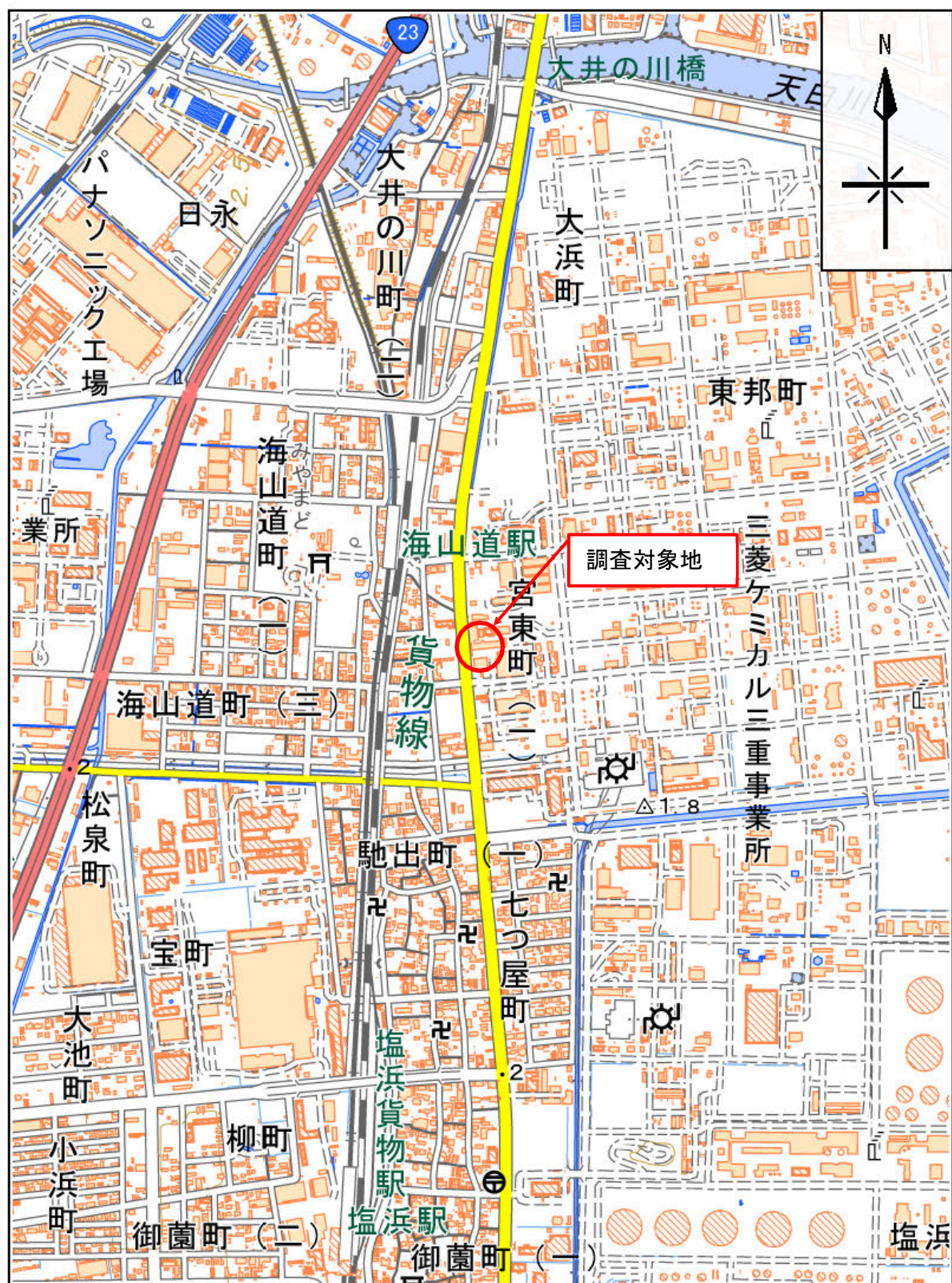
四日市合成株式会社 環境安全品質部 環境安全グループ

電話：059-345-1161

（環境部環境政策課）

工場または事業場の所在地

住居表示：三重県四日市市宮東町2丁目1番地



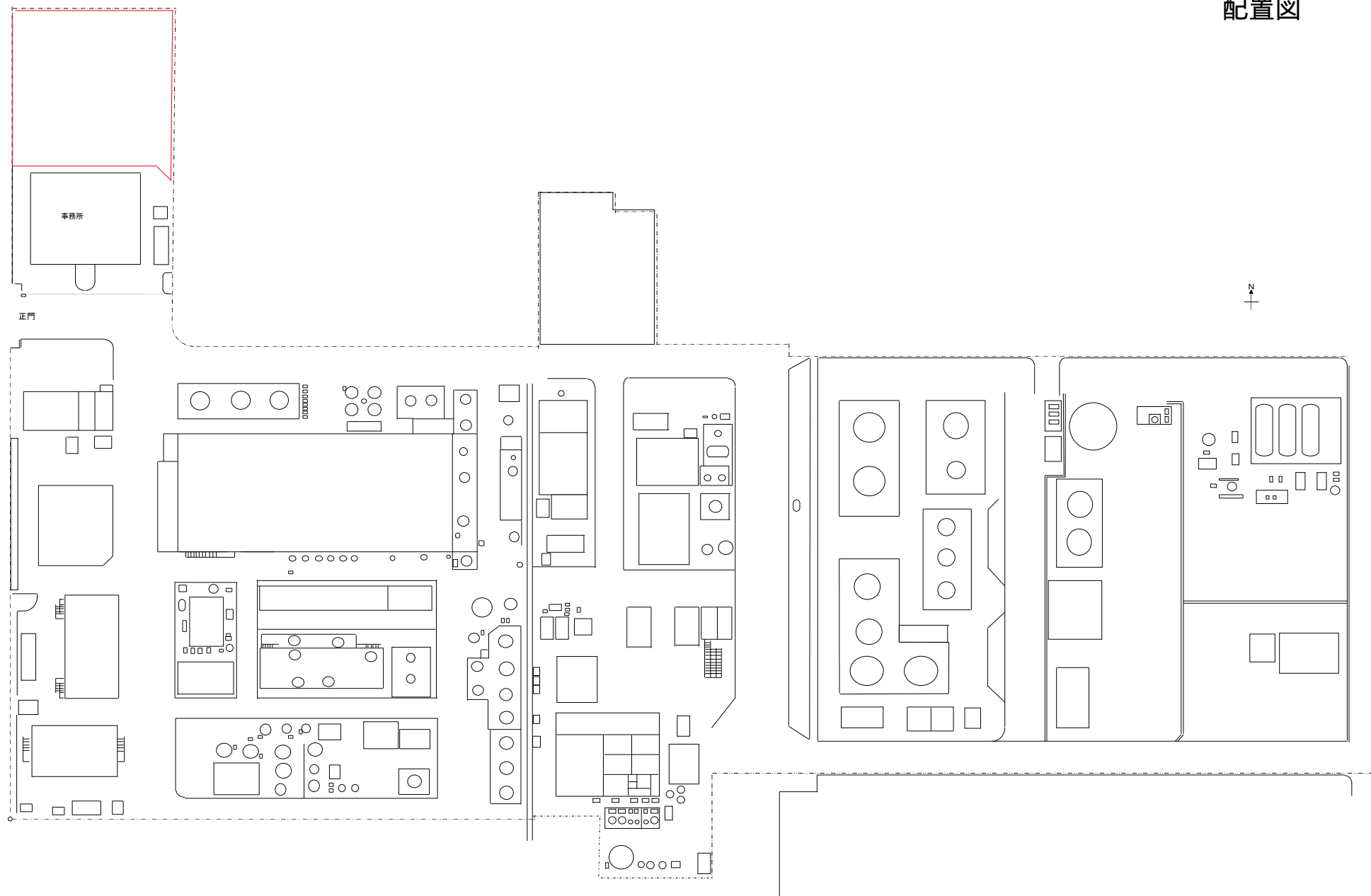
※地理院タイル（国土地理院）を利用して作成

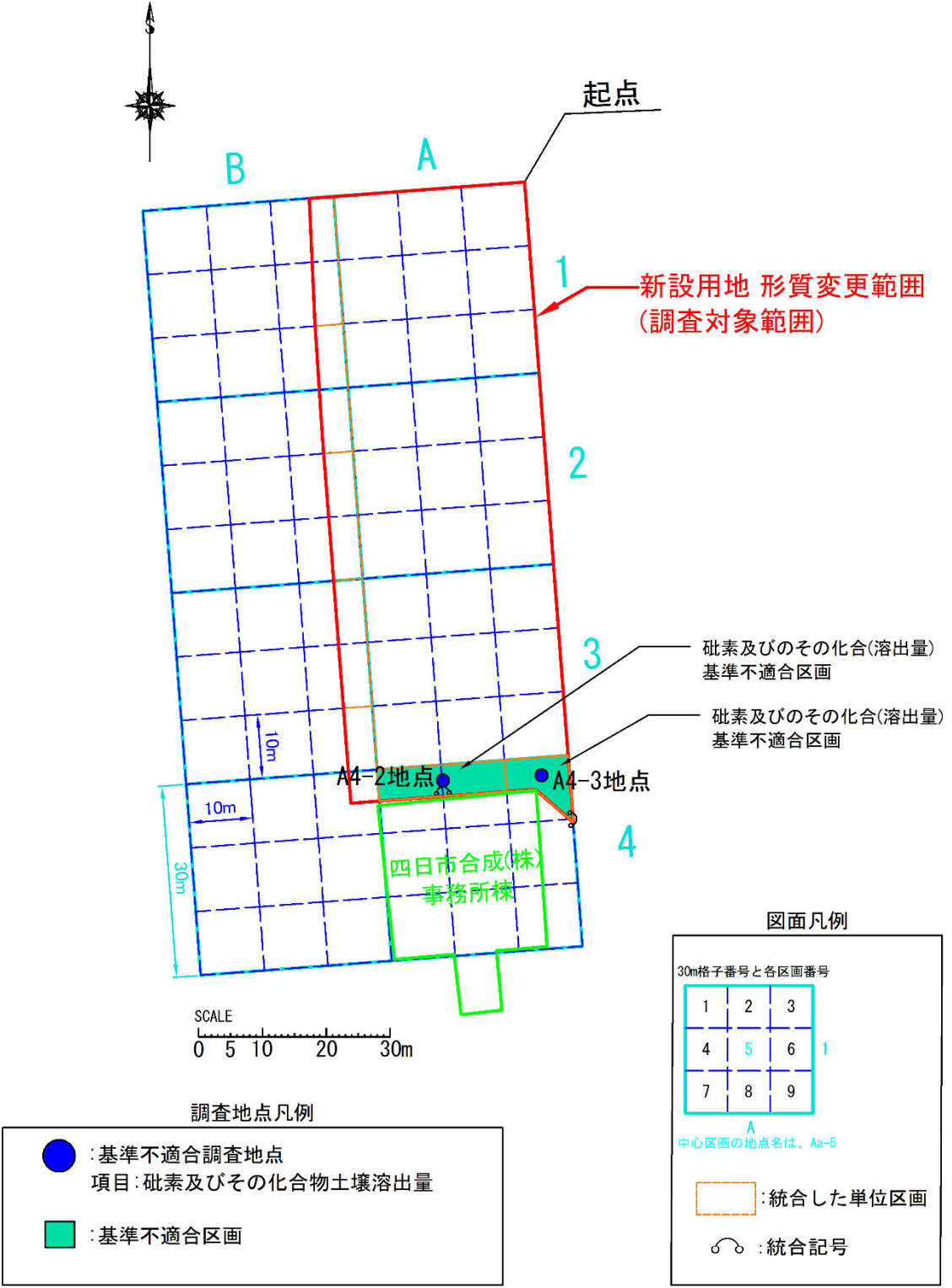
縮尺：1/10,000

0 250m 500m

図 調査対象地位置図

配置図





調査地点位置平面図

基準不適合地点 分析結果表

| 分析項目  |         | 土壌溶出量 (mg/L) | 地下水 (mg/L) |
|-------|---------|--------------|------------|
|       |         | 第二種特定有害物質    | 第二種特定有害物質  |
|       |         | 砒素及びその化合物    | 砒素及びその化合物  |
| 地点名   | 深度 (m)  |              |            |
| A4-2  | 0.0-0.5 | 0.028        | 0.001      |
|       | 1.0     | 0.043        |            |
|       | 1.2     | 0.043        |            |
|       | 1.5     | 0.006        |            |
|       | 2.0     | <0.001       |            |
|       | 3.0     | <0.001       |            |
| A4-3  | 0.0-0.5 | 0.014        | <0.001     |
|       | 1.0     | 0.007        |            |
|       | 2.0     | 0.001        |            |
| 定量下限値 |         | 0.0010       | 0.0010     |
| 基準    |         | 0.01mg/L以下   | 0.01mg/L以下 |

※分析値の赤文字は基準不適合を示す。